



町田市町区域の新設に関する市民懇談会
(南大谷及び東玉川学園三・四丁目地区) 報告書

2022年9月

令和4年9月20日 和田 矩一

2022年9月20日

町田市長 石坂 丈一 様

町田市町区域の新設に関する市民懇談会
会長 和田 矩一

南大谷及び東玉川学園三・四丁目地区における町区域の新設について（報告）

標記の件に関し検討の結果、下記の結論を得ましたので報告いたします。

記

1 新設する町区域について（別図1のとおり）

7の町区域を新設します。

2 新設する町区域の名称について（別図1のとおり）

みなみおおや「南大谷一丁目」から^{みなみおおや}「南大谷七丁目」を名称とします。

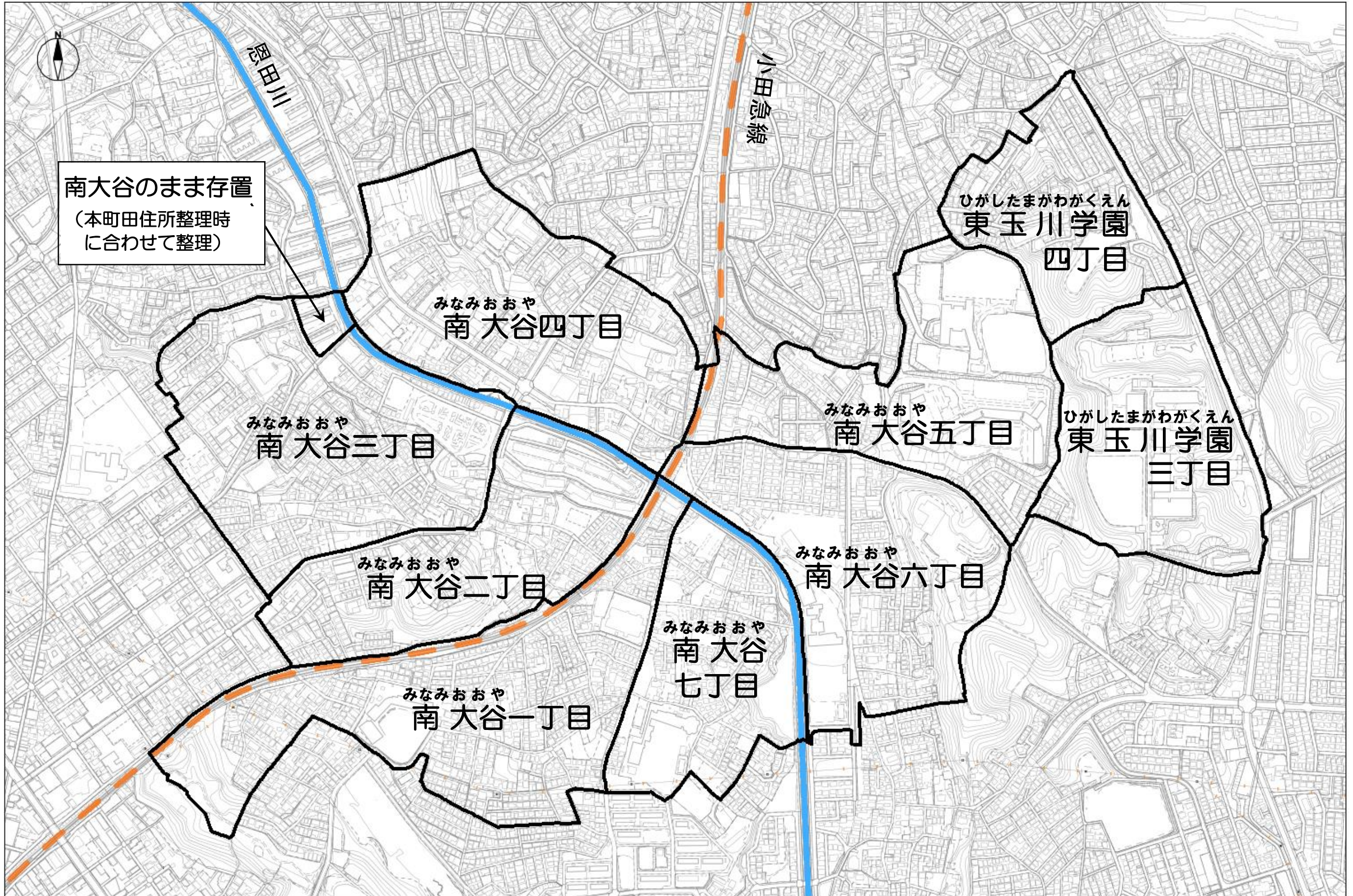
3 既存の町区域について（別図1のとおり）

ひがしたまがわがくえん「東玉川学園三丁目」^{ひがしたまがわがくえん}「東玉川学園四丁目」については現行の区域および名称を用います（別図2内㊸の区域を除く）。

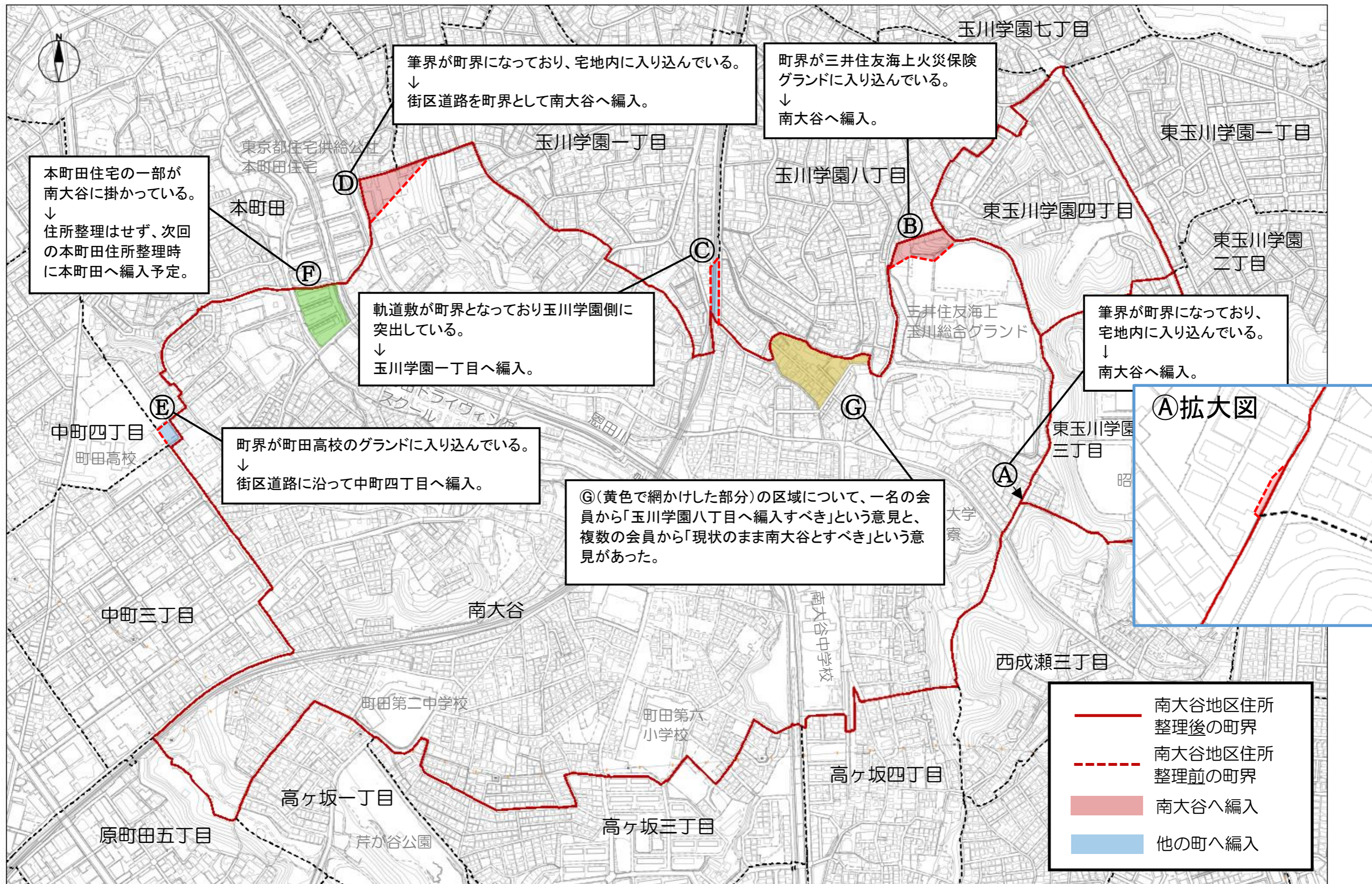
4 町田市町区域の新設に関する市民懇談会（南大谷及び東玉川学園三・四丁目地区）開催日及び実施記録

別添、開催概要及び会議要録・書面開催要旨のとおり、会員各位の活発な議論を経て上記の結論に至りました。

町区域及び町名図



住居表示実施予定区域全体図



町田市町区域の新設に関する市民懇談会
 (南大谷及び東玉川学園三・四丁目地区)
 開催概要

	開催日	検討事項 結果
第 1 回	2021 年 10 月 8 日 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接編入検討区域について 住居表示実施予定区域全体図(別図 2)の㉠㉡㉢を南大谷、㉣を玉川学園一丁目、㉤を中町四丁目にそれぞれ編入すること、ならびに㉥の本町田住宅の住所整理方法について、会員から意見を聴取した。
第 2 回	11 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長及び職務代理者の選出 ・隣接編入検討区域について 会長及び職務代理者を選出した。別図 2 の編入案㉠㉡㉢㉤について検討し、編入とした。
第 3 回	2022 年 3 月 1 日 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・町区域案について 町区域案について、①恩田川で区切る、②都市計画道路及び現況道路で区切る、③①からさらに面積基準を満たす区切り方にする 3 パターンを提示し、意見を聴取した。
第 4 回	4 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・実施予定区域及び町の境界の検討 ・町区域案(町割り案)の検討 別図 2 の㉦㉧及び、会員から提案があった玉川学園八丁目へ編入すべきとする㉨について検討した。㉦は南大谷へ編入、㉧は本町田の住所整理時に本町田へ編入することとした。㉨は賛成意見があった。町区域案については、①恩田川で区切る案を採用することとした。
第 5 回	6 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・実施予定区域及び町の境界の検討 ・町名の検討 ・市民懇談会報告書について 別図 2 の㉨について、南大谷とすることが適正である旨の説明を事務局から行った。一名の会員から「玉川学園八丁目へ編入すべき」という意見と、複数の会員から「現状のまま南大谷とすべき」という意見があった。町名は「南大谷」となった。報告書の内容確認は次回行うこととした。
第 6 回	8 月 31 日 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民懇談会報告書の内容について 報告書の記載内容について確認した。検討結果がまとまったため、今回で終了とする。

第1回「町田市町区域の新設に関する市民懇談会」
(南大谷、東玉川学園三・四丁目地区) 書面開催要旨

【開催概要】

日 時 : 2021年10月8日(金)※

開 催 : 書面での開催

出席会員数 : 13人

※開催日時は「確認・提案シート」の提出期限です。

【開催内容】

- ・資料5～参考資料2の内容確認
- ・資料5～参考資料2の資料に対する意見・質問の提案

【配布資料】

資料5 : 編入検討区域全体図

資料6 : 隣接編入検討区域について

資料7 : 隣接編入検討区域詳細図

資料8 : 提案・確認シート

別紙1 : 配布資料及び今後の懇談会の予定について

参考資料1 : 住居表示実施に伴う手続きのしおり

(金井町・藤の台団地地区)

参考資料2 : 新町設定に関する主な関係法令

【意見・質問・事務局回答等】

- 1 会 員 : 三徳より北の「都住宅供給公社本町田住宅ロ-10、ロ-11、ロ-12」は、現在「南大谷」ですが、次回「本町田地域」の住所整理事業時には「本町田」へ変更した方が良い。

事務局 : 市民懇談会の議題とします。

- 2 会 員 : 玉川学園八丁目南側の一部について、南大谷から玉川学園八丁目に変更出来ないか。理由は以下の通りである。

- ・西側は高低差のある下水道（雨水）で分断されている。
- ・東側は将来、都市計画道路で分断される。

事務局：市民懇談会の議題とします。

- 3 会 員：「隣接編入検討区域詳細図」（資料 7）D 部分の居住者から（個人又は数名から）編入反対があっても認められないと理解してよろしいでしょうか。（50 人以上の連署での変更申請でない限り不可のため）

事務局：ご質問いただいた通りです。住居表示に関する法律第五条の二、2 項に基づき、五十人以上の連署がない場合は、変更の請求が出来ません。

- 4 会 員：小田急線をまたいで同じ「丁目」の線引きはないと考えてよろしいでしょうか。

事務局：住居表示事務処理基準の 1 の（3）に基づき、小田急線（鉄道）を境界とするため、同じ「丁目」になりません。

- 5 会 員：南大谷の本町田住宅ロ-10、11、12（3 棟）の地域につき、将来本町田の住居整理の時、本町田への編入要望が 50 人以上の連署であった場合は認められると考えられないでしょうか。

事務局：市民懇談会の議題とします。

- 6 会 員：どこを〇丁目にするかという基準（又は原則）があれば教えてください。

事務局：住居表示事務処理基準の 1 の（5）に基づき、市の中心部（市役所）に一番近い町を「一丁目」とします。

- 7 会 員：参考資料 1 に記載の住所変更証明書は、いつ、何部いただけるのでしょうか。

事務局：2024 年 5 月頃に、10 部配布する予定です。

- 8 会 員：「隣接編入検討区域詳細図」（資料 7）の E について、町田高校グラウンドの一部が「他の町へ編入」となっているが、それ以外のグラウンド（本町田部分）については本町田の時に行うとっていてよろしいでしょうか？

事務局：ご質問いただいた通りです。本町田の住所整理事業の際に行う

予定です。

- 9 会 員：今回の編入検討区域に含まれていませんが「公社本町田住宅」のロ-10、11、12号棟が南大谷1になっています。今回は編入しないと考えてよろしいでしょうか？

事務局：市民懇談会の議題とします。

- 10 会 員：「編入検討区域全体図」（資料5）の地図が分かりづらかった。

事務局：今後は分かりやすい資料の作成に努めます。

- 11 会 員：「住居表示実施に伴う手続きのしおり」（参考資料1）の手続きのしおりは、わかりやすくて良かった。

現実の手続きのことを考えると不安である。高齢者、障がい者、シングル世帯が多いので自分でどこまでできるのか。

手続きについて、事前に特にこれは絶対大事とか更新時で大丈夫とかを教えてほしい。

事務局：住居表示実施に伴う手続きについては、住居表示の手続き説明会を開催し、重要な点をご説明致します。また、お問い合わせ専用電話を設置し対応致します。

- 12 会 員：今回、第1回市民懇談会（書面）で提示された確認事項のうち、5か所の編入検討区域については、すべて妥当なものと考えます。

※いただいたご意見・ご質問等を集約しています。文言・表記の統一や要約を行っています。

会議要録

会議名	第2回 町田市町区域の新設に関する市民懇談会 (南大谷、東玉川学園三・四丁目地区)	
日時	2021年11月11日(木) 午後6時から午後7時30分	
場所	町田市役所3階第一委員会室	
出席者氏名	会員	和田矩一様(会長)、小松正一様(職務代理)他9名
	事務局	都市づくり部長 萩野功一 土地利用調整課長 原田厚郎 土地利用係 係長 半田一宏 担当係長 佐藤友亮 林哲也 山口智一 渡辺和彦
欠席者	4名	
傍聴人の数	0人	
議題	1 市民懇談会会長、職務代理人の選任 2 実施予定区域及び町の境界について	
配布資料名	次第 資料10: 編入検討区域全体図その2 資料11: 隣接編入検討区域詳細図その2 資料12: 本町田住宅 ケース別説明図 資料13: 隣接編入検討箇所㊦	
会議の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び事務局の紹介 ・会員のご紹介 <p>■都市づくり部長の挨拶</p> <p>町田市での住所整理事業は、1964年6月1日に実施した「原町田・金森地区」に始まり、市街化区域内全21地区の住居表示を実施してきた。近年では2020年7月25日に、「金井町・藤の台団地地区」の住居表示を実施し、現在では、町田市全域の約50%が住居表示を終了している。</p> <p>南大谷地区と東玉川学園三丁目・四丁目の住所整理については長年の課題であり、2017年11月に要望書を頂いており、南大谷地区については地元説明会を行い、今後は、2024年7月を目途に実施する予定で市民懇談会を進めていきたい。</p> <p>住所整理事業を進めるにあたっては、本日も集まりの皆さまを始め、地区にお住まいの方々のご協力をいただきながら、懇談会での意見を集約して実施してまいりたい。</p>	

■会長・職務代理の選出

「町田市町区域の新設に関する市民懇談会設置要綱」（以下、設置要綱）について事務局から会員に対して説明。

【質疑】※回答は全て事務局（町田市）が行ったものです。

（質問） 職務代理者に立候補したいができるか。

（回答） 「町田市町区域の新設に関する市民懇談会設置要綱」に基づき、職務代理者の選出については、会長が指名する者とする。

会長の選出については、小松正一様が和田矩一様を推薦した。また、会員一名が立候補した。

会長の選出については、設置要綱に基づき会員の互選により、和田矩一様に決定した。

職務代理は会長の指名により、小松正一様に決定した。

■町区域案及び編入箇所案の説明について

事務局より、隣接編入検討区域④、⑤、⑥、⑦の問題点について説明を行い、編入案を説明。

【質疑】※回答は全て事務局（町田市）が行ったものです。

（質問） 本懇談会で決まった事が、編入箇所の決定事項となるのか

（回答） 懇談会を通して会員の意見を集約し、住所整理を行う際の計画に反映させるものであり決定事項ではない。

（質問） 隣接編入検討区域⑥の変更後の町界は、どのような考え方で線を引いたのか。

（回答） 道が通っていることから、町界としている。

（質問） 隣接編入検討区域⑥に住民は居るか。

（回答） 住民は居ない。

（質問） 隣接編入検討区域⑦について、既に住居表示がされているか。

（回答） まだ住居表示されていない箇所である。

隣接編入検討区域④と⑤は南大谷へ、⑥は玉川学園一丁目へ、⑦は中町四丁目に編入予定とする。

■事務局からの報告事項

市民懇談会の開催方法については、当面の間、原則として対面開催とする。ただし、緊急事態宣言が発出されている場合は、感染拡大防止の観点から書面開催とする。

■次回開催日程について

2022年1月20日（木）午後6時から午後7時30分 町田市役所3階第一委員会室

第3回「町田市町区域の新設に関する市民懇談会」
(南大谷、東玉川学園三・四丁目地区) 書面開催要旨

【開催概要】

日 時 : 2022年3月1日(火) ※

開 催 : 書面での開催

出席会員数 : 15人

※開催日時は「確認・提案シート」の提出期限です。

【開催内容】

- ・資料14～別紙1の資料に対する意見・質問の提案

【配布資料】

資料14 : 町割り案

資料15 : 提案・確認シート

別紙1 : 配布資料及び今後の懇談会の予定について

【資料15の回答・意見・質問】

1 町割り案のチェック人数

A案 6名

B案 1名

C案 8名

2 A案に対する意見・質問

- ・町割りの考え方として川、線路を基本とした方が判り易い。
道路然りです。
- ・地図だけで見ると町割り案Aの恩田川でわけるのが一番わかりやすいと思いました。
- ・川を区分としているので、生活上からも一番いいと判断されます。丁目ですが七丁目の地区を一丁目とし、川を挟んで、一丁目から四丁目と五丁目から七丁目としたほうが、いいと判断されます。

3 B案に対する意見・質問

- ・基本⑥案＋一丁目、七丁目の分けはC案が良いと思います。
- ・本町田団地のロ-11.12.13を「本町田」に編入することは、後からでも可能なのでしょうか？

4 C案に対する意見・質問

- ・恩田川が境になっていますが、三丁目の境界が四丁目に飛び出しています。現在親水施設として使用されていますが、将来的に河川改修などで変更があった場合、飛び地の様になりませんか？
- ・C案が一番住民の生活圏からわかりやすいと思います。
- ・A案とB案の比較：よその人に説明するとき、「四丁目は、川まで」という方が、わかりやすい。従って、A案。次に、1区画は、なるべく、同じ大きさにそろえるとすれば、C案となる。
- ・「意見」町割り案 C案 三丁目、四丁目は別にして（ヘクタール大）一丁目～七丁目までは、面積に大きな相違がないので、C案（資料14-3）でお願いします。
- ・町割り案については、自治会員全員に希望のアンケートをとったうえで、一番、希望数が多かった案を回答させていただきました。
- ・人と人とのつながりや交流を考えたとき、道路ではなく恩田川で分けしたA案 またはC案が良いと思います。
- ・A案とC案のどちらがベターなのか分かり兼ねます。面積基準に合致するC案が一番良いと選択しましたが、A案の方がC案より人と人とのつながりや交流で都合が良いのであれば、A案を支持します。

会議要録

会議名	第4回 町田市町区域の新設に関する市民懇談会 (南大谷、東玉川学園三・四丁目地区)	
日時	2022年4月14日(木) 午後6時から午後7時30分	
場所	町田市役所3階第一委員会室	
出席者氏名	会員	和田矩一様(会長)、小松正一様(職務代理)他11名
	事務局	土地利用調整課長 原田厚郎 土地利用係 係長 佐藤友亮 担当係長 松島隆志 大和田憲太 山口智一 渡辺和彦
欠席者	2名	
傍聴人の数	0人	
議題	1 実施予定区域及び町の境界の検討 2 町区域案(町割り案)の検討	
配布資料名	次第 資料16:町割り案に関する回答のまとめ 資料17:町割り案写真案内図	

会議の内容

■土地利用調整課長の挨拶

2022年4月から「まちだ未来づくりビジョン2040」がスタートした。主なテーマとして少子化対策、減災・防災、行政サービスのデジタル化の推進を掲げている。その中で進められている町田市住所整理事業について、現時点で町田市全域の約50%が住居表示を終了している。今回の南大谷、東玉川学園地区と、今後実施する本町田、大蔵町が完了することで、町田市全域の約69%が住居表示を終了することとなる。全ての方々が安全・安心して暮らせる街づくりの基礎となるように住所整理事業を進めていきたい。

■実施予定区域及び町の境界の検討

事務局から、隣接編入検討区域①、③、④の編入案を説明。隣接編入検討区域①は南大谷へ編入することについて、賛成意見あり。④は今回住所整理を行わず、本町田の住所整理時に本町田へ編入することについて、賛成意見あり。③（会員提案による）は玉川学園八丁目へ編入予定することについて、賛成意見あり。

【質疑】※回答は全て事務局（町田市）が行ったものです。

（質問）①には住民が何世帯ほどいるのか。

（回答）約20世帯が居住している。

（質問）編入検討区域に住む住民から反対があった場合は、どうなるのか。

（回答）住居表示に関する法律では、市が示した編入案に反対し、変更の請求を行うには、50人以上の連署が必要と定められている。

（質問）編入検討区域に住む住民への説明は、誰がどのように行うのか。

（回答）市が住所整理事業ニュースなどを通して行う。

（質問）③には何世帯いるのか。

（回答）約30世帯と集合住宅を加えた世帯である。

（質問）④でケース②の場合は、南大谷の住所整理実施後も今の住所のままなのか

（回答）そのとおり。

■町区域案（町割り案）の検討

事務局から提案された町区域案（町割り案）を比較・検討し、案①を採択した。

【質疑】※回答は全て事務局（町田市）が行ったものです。

（質問）過去に15ヘクタールを満たしていない町割りを行った実績はあるか。

(回答) 過去 10 年に住所整理を実施した金森地区・高ヶ坂、成瀬地区・小川・鶴間地区及び金井、藤の台地区では、わかりやすい町割りにするため、住所整理事務処理基準の 15 ヘクタールを満たしていないが、実施している事例がある。

(質問) 町丁の面積によって、住民が受けられる公共サービスに違いが生じるのか。

(回答) 町丁の面積によって公共サービスが変わることはない。

(質問) 七丁目の地区を一丁目とし、川を挟んで、一丁目から四丁目と五丁目から七丁目としたほうがよいのではないか。

(回答) 市役所に一番近い区域を一丁目とすることが事務処理基準で定められている。

(質問) 【資料 1 4】の案④と⑤は恩田川が境になっているが、三丁目の境界が四丁目に飛び出している。現在親水公園として使用されているが、将来的に河川改修などで変更があった場合、飛び地の様にならないか。

(回答) 河川改修は完了しているため、今後行われることはない。

■次回開催日程について

2022年6月 町田市役所内会議室

会議要録

会議名	第5回 町田市町区域の新設に関する市民懇談会 (南大谷、東玉川学園三・四丁目地区)	
日時	2022年6月16日(木) 午後6時から午後7時30分	
場所	町田市役所2階2-1会議室	
出席者氏名	会員	和田矩一様(会長)、小松正一様(職務代理)他10名
	事務局	土地利用調整課長 原田厚郎 土地利用係 係長 佐藤友亮 担当係長 松島隆志 大和田憲太 山口智一 渡辺和彦
欠席者	3名	
傍聴人の数	0人	
議題	1 実施予定区域及び町の境界の検討 2 町名の検討 3 市民懇談会報告書について	
配布資料名	次第 資料18: 町名の決め方及び配布資料について 資料19: 南大谷の歴史 資料20: 南大谷の地図 資料21: 市民懇談会報告書案	

会議の内容

■実施予定区域及び町の境界の検討

㊦区域の編入案について、第4回懇談会において玉川学園八丁目へ編入とする賛成意見があったところであるが、事務局から、過去の経緯等を踏まえ南大谷として住所整理を行うことを説明。

【事務局説明】

現在の南大谷と玉川学園八丁目との境界は耕地整理が行われた後、昭和42年に玉川学園の住所整理が実施された際に設定され、この境界は事務処理基準に準じた、適正な境界となっている。

原則として、今回の検討案㊦の本町田からの編入のように、敷地が2つの町にまたがっているなど、住居表示実施の妨げとなる場合以外は現在の境で区切ることとしている。よって、㊦の区域については、南大谷とすることが適正である。

【質疑】※回答は全て事務局（町田市）が行ったものです。

（質問）今回のような説明がどうして前回出なかったのか。

（回答）前は、会員からいただいた案を会議で共有し、会員へ意見を聴取した。しかし前回の会議の内容で伺った意見を受け、事務局で検証したところ、現在の境界を維持することが適切であることがわかったため、事務局から補足をしたものである。

（質問）前回、㊦の区域を玉川学園八丁目へ編入するということが決定したのではないか。

（回答）決定ではない。

（質問）㊦区域の編入案について誰かから反対があったのか。

（回答）反対を受けて検証したものではない。

（質問）都市計画道路が設定されたのは何年か。

（回答）この都市計画道路予定地は昭和49年に東京都住宅供給公社から町田市に寄付された。今現在、用地は確保されているが、道路区域としての認定はされていない。

（質問）都市計画道路として分断されるので、境界とするべきではないか。

（回答）ここは都市計画道路ではなく都市計画道路予定地であり、開通時期が不明なことから、ここを境界とすることは適切ではない。

（質問）事務処理基準には境界変更の基準に、境界が家をまたがってしまっている場合などは書かれていないが。

（回答）境界が家をまたがってしまっている場合などは、必然的に境界変更を行わなければならない部分であるため、事務処理基準には書いていない。

(質問) ㊦㊧㊨区域の小学校通学区域はどうなるのか。

(回答) ㊦㊧区域については同じ学区のため変わらない。㊨区域については確認する。

<㊨区域の確認結果>

㊨区域の学区についても、住所整理実施時に変更はない。

【意見】

(会員A) ㊨の区域は水路があって、2m ぐらいの壁があって、行き来できない。都市計画道路予定地も、都市計画道路になれば信号がつくような大きな道路になると考えるが、ここも分断されていて、南大谷とは行き来ができなくなるのではないか。ゴミの収集のとき、玉川学園八丁目と南大谷で燃えるゴミの曜日が違う。郵便配達の人も、南大谷まで配達したら、帰っているようである。そういったことで生活に不便である。だから何とかしてほしい。また、風水害その他災害の際の避難のときも、近所の人と一緒に避難しなきゃいけないし、避難場所も一緒の方がいいが、現状だとそれができないと考えている。

(会員B) 実際に住んでいる人の意見が大事だと思う。

(会員C) ㊨の区域は南大谷町内会13地区の1班、2班の人達が住んでいる地区である。町内会会員の16軒全員に聞いたところ、南大谷のままがいいという意見が多数。若い人などは、どちらでもいいかなと。玉川学園八丁目に移りたいという人はゼロだった。

(会員D) 両論併記でよいのではないか。また玉川学園八丁目の住人が編入に賛成しないのであればすべきではない。

(会員E) ㊨の区域の北側の道路はかなり高低差があり柵がずっと設けられている。それを見たときに、今の境界の方がよいのかなと思う。

(会員F) 玉川学園八丁目に入れたから利便性が良くなるとも思えない。現状のままで良いと思う。㊨の区域を玉川学園八丁目へ編入すべきとする少数意見もあるということではよいのではないか。

【結論】

㊨の区域については、「玉川学園八丁目へ編入すべき」という意見と「現状のまま南大谷とすべき」という意見があることを報告書に記載することとする。

■町名の検討

事務局から、町名決定の考え方について説明。

【事務局説明】

住居表示事務処理基準では、町名について「従来の町名や、当該地域における歴史、伝統、文化のいずれかで由緒ある名称に準拠したもの、平易で親しみやすいもの及び語調の良いもの等を選択」と定めている。これを受け、南大谷の歴史や地名のいわれについて、事前にお送りした資料19、20にてお示ししている。これらを踏まえ、ご審議いただきたい。

【質疑】※回答は全て事務局（町田市）が行ったものです。

（質問）南大谷以外の名称の提案は可能か。

（回答）可能。

（質問）資料に「1913年、町田町南大谷となる。1958年、町田市南大谷となる」とあるが、南大谷の地域が変わったということか。

（回答）1958年に市制が施行され、町田町が町田市になったものであり、南大谷の地域に変更はない。

【意見】

（会員A）南大谷の対案として、東玉川学園という町名がすでにあることや、玉川学園の南に位置することから、南玉川学園というのも考えうる。しかし歴史的経緯から言えば、南大谷に賛成。

（会員B）高齢者や子どもたちが混乱するので、南大谷のままでよい。

（会員C）議論するまでもなく南大谷でよい。

【結論】

町名は「南大谷一丁目」から「南大谷七丁目」とする。東玉川学園三、四丁目については、昭和56年に設定されたもので、40年以上使われている町名であることから、現行の町名のままとする。

■市民懇談会報告書について

会長から市長へ提出する報告書の案が、事務局から提示された。また、第5回をもって当懇談会を終了する旨、事務局から説明があった。

【質疑】※回答は全て事務局（町田市）が行ったものです。

（質問）完成した報告書は、市長へ提出する前に会員に共有されるのか。

（回答）事前に会員へ郵送等によりお送りする。

	<p>(質問) 報告書の内容についても当懇談会で確認すべきと考えるが、第6回の開催は可能か。</p> <p>(回答) 可能。</p> <p>【結論】 第6回市民懇談会を開催し、報告書の内容を確認する。</p> <p>■次回開催日程について</p> <hr/> <p>2022年8月 町田市役所内会議室</p>
--	---

第6回「町田市町区域の新設に関する市民懇談会」
(南大谷、東玉川学園三・四丁目地区) 書面開催要旨

【開催概要】

日 時 : 2022年8月31日(水)※

開 催 : 書面での開催

出席会員数 : 14人

※開催日時は「確認・提案シート」の提出期限です。

【開催内容】

- ・資料22 報告書(案)の内容確認
- ・資料22 報告書(案)の内容に対する質問・意見の提起

【配布資料】

資料22 : 町田市町区域の新設に関する市民懇談会(南大谷及び東玉川学園三・四丁目地区) 報告書(案)

資料23 : 確認・回答シート

【報告書の内容に関する質問・意見・事務局回答等】

会員	質問及び意見	事務局回答
会員①	<p>6月16日に開催された第5回市民懇談会の会議要録『会議の内容』について、以下のとおり訂正および追加を希望します。</p> <p>【訂正箇所】 13頁 2行目～4行目を以下のとおり訂正 ◎区域の編入案について、第4回の本市民懇談会において玉川学園八丁目へ編入とする賛成意見が多数あったところであるが、事務局から過去の経緯等から南大谷として住所整理を行うことを改めて説明。 <理由> ◎区域については、南大谷として住所整理することを事務局から『なぜ説明したか』ということを確認化するため。</p> <p>【追加事項】 ①、②、③区域の小学校通学区域（学区）について、私が行った質問及び事務局の回答をその他の質疑応答として追加。 <理由> 当日の主要議事以外のその他事項であるが、当該住民とりわけ子ども（児童）にとっては重要な事項であり、市民懇談会において確認されたことを会議要録に記載すべきと考えるため。</p>	<p>いただいたご意見に基づき、第5回市民懇談会の会議要録について一部修正・追記を行います。</p>
会員②	<p>本町田住宅ロ-10、11、12号棟の住所表示について 上記のロ-10、11、12号棟住所は新しくなる「南大谷三丁目-〇-〇」にはせず、現在の住所で本町田地区の新たな住所表示時に「〇〇〇 〇丁目-〇-〇」になるとの認識で間違いありませんでしょうか？ 50人以上連署等は必要あるのでしょうか？</p>	<p>本町田住宅ロ-10、11、12号棟については、お見込みのとおり今回住所整理を行わず本町田地区の住所整理時に本町田へ編入する予定です。 50人以上の連署が必要になるのは、市が公示した案に異議があり、変更の請求をする場合ですので、本件については連署は必要ありません。</p>
	<p>一丁目と二丁目の境界について小田急線で境界とするのではなく、一部が小田急線と違う境界になっているようですが理由は何なのでしょうか？ 資料9では「小田急線をまたいでと同じ「丁目」は無い」としてありますが？</p>	<p>当該区域は小田急電鉄が所有する線路を含めた一つの敷地となっており、線路を支える法面（斜面）となっています。事務処理基準では東西線の北側側線を境界とすることから、図のように境界を設定しています。</p>

※いただいたご意見・ご質問等を集約しています。文言・表記の統一や要約を行っています。

※個人、団体に対する誹謗中傷等は除いています。

【報告書の内容に関する質問・意見・事務局回答等】

会員	質問及び意見	事務局回答
会員③	<p>別図2の中に㊸区域の説明に『㊸(黄色で網かけした部分)の区域について、一名の会員から「玉川学園八丁目へ編入すべき」という意見と、複数の会員から「現状のまま南大谷とすべき」という意見があった。』とありますが、いただいた資料11の検討時に懇談会でほぼ全員一致で変更を了承したと記憶しています。2回目の会合ですがこの時点での我々に示された調査資料に不備があつて、町名変更が元に戻されたのでしょうか？5回目の会合時の市の課長発言内容がとても気になります。</p>	<p>第4回市民懇談会では、㊸の区域を玉川学園八丁目に編入することについて、賛成意見がありました。しかし会議の内容を受け、編入の可否を事務局にて改めて検証した結果、㊸の区域については南大谷として住所整理を行うことが適切であることが判明したため、第5回市民懇談会にてご説明させていただいたものです。</p>
会員④	<p>住居表示実施の妨げとなる場合以外は変更しない(13頁 10～11行目) →現状は郵便配達、ゴミの収集、宅配業者、ガス、水道等のインフラ事業で不都合を生じているから変更要望しているもの。</p>	<p>ご指摘頂いた内容は、玉川学園への編入で解決すべき事柄ではありません。地番表記が原因となる郵便配達や宅配業者の遅配等については、住所整理を実施することで改善が見込まれます。また、ガス、水道等のインフラは町界と関係ない独自の供給エリアで供給しています。</p>
	<p>事務局で検証したところ、現在の境界が適切(13頁 17～18行目) →事務局がどこの何を、どう検証したのか？(全く不明) こういう書き方が不正確なのであり、読む人の判断を誤らせる。</p>	<p>検証内容は13頁の【事務局説明】に記載のとおりです。</p>
	<p>都市計画道路予定地であり、開通時期が不明だから、境界には不適切(13頁 下から10行目) →まさしくこじつけそのものである。 境界として適切なのは、川・線路・道路等であるが、その主旨は、反対側に行けないか渡りづらい。つまり、生活行動が分断されているからである。 予定地であっても、現に巾広い空地に柵がされて花壇として利用されている。境界としてふさわしいのは現場を見れば一目瞭然である。</p>	<p>生活行動の分断等に関わらず、町界に用いる道路等は「住居表示事務処理基準」により定められており、現状として適切な町界となっています。</p>

※いただいたご意見・ご質問等を集約しています。文言・表記の統一や要約を行っています。

※個人、団体に対する誹謗中傷等は除いています。

【報告書の内容に関する質問・意見・事務局回答等】

会員	質問及び意見	事務局回答
会員④	<p>(会員E) 発言について あの柵は玉川学園八丁目内にある危険防止柵であり、南大谷との境界ではない。発言者の勘違いであり、それを理由としての反対意見は妥当性を欠く為、カウントすべきではない。</p>	<p>会議要録は会議の場で会員から出た意見等を記録するものです。</p>
	<p>(会員F) の発言について これは事務局意見を入れたものである。この時に事務局は利便性の問題で、ゴミの収集の件などで困るのであれば、事務局で別途に関係部署に働きかけてあげるとまで言っていた。従って削除すべき。</p>	<p>当該発言は事務局のものではなく、会員から出されたものです。懇談会で事務局がお話ししたのは、利便性の改善については玉川学園への編入で解決するものでない旨、ご説明したものです。また、会議要録は会議の場で会員から出た意見等を記録するものであり、個人的な反論を理由に意見の削除を行うことはできません。</p>
	<p>[結論] としての事務局発言は ㉔の区域については「第4回の市民懇談会で賛同あり」と報告書に記載すべき。</p>	<p>各会員から出された意見等を踏まえ、結論の修正はいたしません。</p>
	<p>3と4の間に「南大谷地区は第4回懇談会での賛同を得て玉川学園八丁目に編入することとします」を挿入すべきである。</p>	<p>各編入検討区域に関する記述は、別図2に掲載しています。</p>
	<p>別図2の㉔は第4回懇談会に於て、玉川学園八丁目に編入すべき、と訂正。</p>	<p>第5回市民懇談会の結論を受け、別図2には両論を併記しています。</p>
<p>町田市町区域の新設に関する市民懇談会開催概要の「検討事項結果」のうち、 ・第5回（6月16日）について「南大谷とする事が適切である」は削除。 ・又、一名の会員から「玉川学園八丁目に編入すべき」という意見と複数の会員から「現状にすべき」とあるが、「複数の会員から南大谷にすべき」は削除。 ・「町名は南大谷となった」だけにすべき。</p>	<p>開催概要は会議要録同様、会議の場で会員から出た意見等を記録するものであり、個人的な反論を理由に意見の削除を行うことはできません。</p>	

※いただいたご意見・ご質問等を集約しています。文言・表記の統一や要約を行っています。

※個人、団体に対する誹謗中傷等は除いています。

【報告書の内容に関する質問・意見・事務局回答等】

会員	意見
会員⑤	よく、まとまっている。
会員⑥	基本的には、良くまとまっています。
会員⑦	私は玉川学園八丁目の件は、住民の創意が一番大切だと思います。 南大谷町名変更には、南大谷の歴史を、無にする事には、反対です。 議論する必要がないと思います。
会員⑧	質問・意見は特にありません。ありがとうございました。
会員⑨	特にありません。
会員⑩	特になし。
会員⑪	なし。

※いただいたご意見等を集約しています。文言・表記の統一や要約を行っています。
 ※個人、団体に対する誹謗中傷等は除いています。